

軽種馬生産育成強化資金利子補給事業実施要綱

5 競 畜 振 第 2 4 1 号
平 成 5 年 6 月 1 2 日
財団法人 全国競馬・畜産振興会
会 長 承 認

制 定
5 競 育 協 第 4 9 号
平 成 5 年 6 月 7 日
社団法人 競走馬育成協会

(途 中 省 略)

一 部 改 正
元 競 育 協 第 9 4 号
令 和 元 年 1 0 月 2 9 日
公益社団法人 競走馬育成協会

第1 趣 旨

軽種馬育成経営（以下「軽種馬経営」という。）の発展を図るためには、競走能力に優れた軽種馬の育成を推進することが不可欠であり、軽種馬の遺伝的改良と併せて軽種馬の育成に必要な施設、機械、草地等経営環境の整備・改善を図るのに必要な資金の融通の円滑化を図ることが重要である。このため、公益社団法人 競走馬育成協会（以下「協会」という。）は公益財団法人 全国競馬・畜産振興会（以下「振興会」という。）の軽種馬生産育成強化対策事業の助成を受けて軽種馬の育成に係る施設、機械、草地等の経営環境の整備・改善に必要な低利資金を融通する融資機関に対し利子補給を行う軽種馬生産育成強化資金利子補給事業を実施することにより、もって軽種馬経営の強化安定に資するものとする。

第2 事業の実施

軽種馬生産育成強化資金利子補給事業の実施に関しては、振興会が定める競馬振興助成要綱（平成3年11月27日付会長達第8号。以下「要綱」という。）、競馬馬事生産振興事業実施要領（平成3年11月27日付会長達第11号。以下「要領」という。）及び軽種馬生産育成強化対策事業運用規則（平成5年4月30日設定。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この実施要綱（以下「利子補給要綱」という。）の定めによるものとする。

第3 貸付対象者

1 軽種馬生産育成強化資金（以下「強化資金」という。）の貸付対象者は、協会の会員であって、次に掲げる全てに該当し、かつ、第5の軽種馬生産育成強化計画（以下「強化計画」という。）について協会会長の承認を受けた者とする。

- (1) 競走能力に優れた軽種馬の育成を通じて長期的に軽種馬経営の改善に取り組む意欲が旺盛であり、かつ、経営管理能力を有すると見込まれること。
- (2) 60歳未満の者が現に主として軽種馬経営に従事しているか、又は主として軽種馬飼養に従事している者が60歳以上の場合には、原則としてその軽種馬経営の後継者が確定していること。

- (3) 生産者団体が自主的に行う軽種馬の計画生産に違反していない者であること。
- (4) 仔分馬又は預託馬を飼養する経営体にあつては、仔分又は預託に係る対等な管理契約を締結している者であること。

2 軽種馬経営体が法人（1戸法人は個人とみなす。以下同じ。）である場合には、1の（1）から（4）の全てに該当する協会の会員が過半数を有している法人、または協会の会員が代表者である法人であり、かつ、次の（1）から（4）のいずれかに該当する法人であつて、第5の軽種馬生産育成強化計画について協会会長の承認を受けた者とする。

- (1) 農業経営を営む農事組合法人。
- (2) 農業者が、その法人の社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半を占めている合名会社又は合資会社。
- (3) 農業者が、その法人の議決権の過半数を有している有限会社。
- (4) 農業者が、その法人の発行済株式の総数の過半数に相当する株式を有する株主となっている株式会社。

第4 融資機関

強化資金の融資機関は、資金の貸付けの業務を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、農林中央金庫並びに協会会長が指定した銀行及び信用金庫とする。

第5 強化計画

1 計画の作成

強化資金の借入れを希望する者は、借入申込時に軽種馬の育成向上により軽種馬経営の強化を図るための強化計画を別紙様式第1号により作成し、強化資金の借入申込書に添えて協会及び融資機関に提出するものとする。

2 計画の内容

強化計画は、おおむね5年後を目標年次として、次の事項について作成するものとし、作成に当たっては、必要に応じて融資機関等の指導を受けるものとする。

- (1) 軽種馬の育成向上に関する基本的考え方と強化資金対象施設等整備の考え方。
- (2) 軽種馬経営の現状と目標時における経営の状況。
- (3) 施設等整備計画とこれに伴う資金計画及び償還計画。

3 計画の審査及び承認

- (1) 融資機関は、1の借入申込書及び強化計画が提出されたときは、軽種馬生産育成強化資金融資協議会（以下「融資協議会」という。）を開催し、その内容につき協議するものとする。

- (2) 融資機関は、それぞれの借入対象者ごとに融資協議会の意見を付した強化計画に別紙様式第2号による利子補給承認申請書を添えて協会会長に提出するものとする。

なお、利子補給の変更を行なう場合にあっては、別紙様式第3号による利子補給変更請求書を添えて行なうものとする。

- (3) 協会会長は、(2)の強化計画等を受理したときは、融資協議会の意見を参酌し、その適格性を審査し、強化資金の貸付による経営改善の効果等が見込まれるものにつき、承認を行うものとする。

- (4) (1)の融資協議会は、道県（農業改良普及所を含む。）、市町村、第4の融資機関、農業協同組合中央会、経済農業協同組合連合会、信用農業協同組合連合会（以下「信農連」という。）、農業協同組合（軽種馬農業協同組合を含む。）、協会等の関係者をもって構成し、強化計画の審査にかかる協議および事前調査のほか、当該事業の指導等にかかる総合調整、貸付対象者に対する事前事後の指導等を行うこととし、その開催等に要する経費については予算の範囲内で協会が負担するものとする。

第6 強化資金の融通

1 貸付対象資金

強化資金の貸付対象は、次のとおりとする。

- (1) 生産育成施設整備資金

厩舎、馬場（屋内運動場を含む。）、放牧柵（パドックを含む。）その他協会が振興会と協議して必要と認める生産育成施設の改良、造成又は取得に必要な資金。

- (2) 生産育成機械等取得資金

牧草等収穫調製用機械、農用地改良造成用機械、運搬用機械（馬運車を含む。）その他協会が振興会と協議して必要と認める生産育成用機械の改良、造成又は取得に必要な資金。

- (3) 草地更新等整備資金

草地更新等整備に必要な資金であって、協会が振興会と協議して定めるもの。

2 貸付方法

貸付方法は、証書貸付けとする。

3 貸付条件

- (1) 貸付利率

ア. 貸付利率は、年0.06%以内とする。

イ. 協会会長は、アの貸付利率を変更することが必要と認めたときは、年4.0%以内の範囲内でこれを変更することができるものとする。

ただし、貸付利率の変更前の貸付に係る利率については、当該変更前の貸付利率を適用する。

- (2) 償還期間及び償還方法

ア. 償還期限は、最高20年以内とし、償還期限の内において3年以内の据置期間を設けることができるものとする。

イ. 償還方法は、各年元本均等償還とする。

(3) 貸付限度額

貸付限度額は、1 経営体当たり 3 億円とする。

第7 利子補給金の交付

- 1 協会は、強化資金を融通した融資機関に対し、利子補給金を交付するものとし、利子補給金の交付は、原則として7により協会から利子補給に係る事務の委託を行った信農連等を通じて行うものとする。
- 2 1の利子補給金の利子補給率は、年1. 29%以内とする。
- 3 協会会長は、2の利子補給率を変更する必要があると認めるときは、これを変更することが出来るものとする。
ただし、変更前の貸付けに係る利子補給については、当該変更前の利子補給率を適用する。
- 4 1の利子補給金の交付は、協会と融資機関との間に締結する利子補給契約書に基づいて行うものとする。
- 5 1の規定により交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における強化資金の貸付平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和とその期間中の日数で除して得た額とする。）に対し、2の利子補給率を乗じて得た額とする。
- 6 融資機関は、1の利子補給金の交付を請求するときは、別紙様式第4号による利子補給金請求書正副2部を作成し、5の各期間ごとの利子補給に係る貸付債権の回収状況に関する利子補給金計算書を別紙様式第5号により取りまとめ、利子補給金請求書に添付して、8の信農連等を通じて協会に提出するものとする。
- 7 協会は、融資機関から6の利子補給金の請求があった場合において、会長が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。
- 8 協会は、利子補給に係る事務の一部を信農連等に委託することが出来るものとする。
- 9 利子補給金の請求および交付に当たり、信農連等を通じない場合は、協会が融資機関と直接対応するものとする。

第8 利子補給金の打ち切り等

- 1 協会は、強化資金の借受者がその借入金を目的以外の目的に使用したとき、及び軽種馬経営を中止又は廃止したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることが出来るものとする。
- 2 協会は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を要求することが出来るものとする。

第9 事業の推進体制

- 1 協会は、行政機関、農業関係団体、融資機関等の協力を得て軽種馬生産育成強化対策の周知徹底に努めるものとする。
- 2 協会は、本事業の推進の円滑化を図るため、関係機関、関係団体と有機的な連携を密にし、これ等機関等の協力を得て貸付対象者に対する強化計画作成のための事前指導、強化計画達成のための事後指導等を効率的かつ効果的に実施するものとする。
- 3 融資機関は、貸付対象者の自主性を尊重しつつ必要に応じて濃密な指導を行うものとする。
- 4 協会等は、本事業の推進に当たっては地域の農業施策との整合性、調和に配慮するものとする。

第10 会計経理

融資機関は、この事業に係る会計について、他の事業と区分して経理するものとする。

第11 帳簿等の保管

融資機関は、この事業に係る書類及び経理状況を明らかにするとともに、この事業に係る関係証拠書類、帳簿を強化資金の最終償還の翌年度から起算して5か年間整理保管しなければならない。

第12 報告

1 事業実施報告

- (1) 融資機関は、事業年度の各半期ごとの強化資金の融通状況につき、別紙様式第6号により当該半期終了後20日以内に協会に報告するものとする。
- (2) 融資機関は、事業年度の終了後20日以内に強化資金融資実績報告書を別紙様式第7号により協会に報告するものとする。
- (3) 協会は、融資機関から報告のあった(1)及び(2)の報告書を取りまとめ、それぞれ各半期又は事業年度の終了後30日以内に振興会に提出するものとする。

2 その他

融資機関及び協会から利子補給事務の委託を受けた信農連等は、1に規定する報告のほか、強化資金に係る融資及び利子補給事業の実施状況に関し、協会が報告を求めた場合又は協会がこの事業に係る帳簿及び関係証拠書類を調査する場合には協力するものとする。

第13 その他

協会会長は、本事業に関し、利子補給要綱に定めるもののほか必要な事項について、振興会と協議して別に定めるものとする。

【附則】

		金利改定日	基準 金利	利子 補給率 協会負担	貸付 金利 事業主 負担	施行月日	附 則
1		平成5年6月7日	6.60	3.10	3.50	平成5年6月7日	
2	H5-1	平成5年12月27日	6.00	2.50	3.50	平成5年12月27日	この通知は、左記施行月日から施行する。
3	H7-1	平成7年8月9日	5.05	1.80	3.25	平成7年8月9日	この通知は、左記施行月日から施行する。
4	H7-2	平成7年11月10日	4.90	1.75	3.15	平成7年11月10日	この通知は、左記施行月日から施行する。
5	H7-3	平成7年12月8日	4.70	1.70	3.00	平成7年12月8日	この通知は、左記施行月日から施行する。
6	H8-1	平成8年4月4日	4.95	1.75	3.20	平成8年4月15日	この通知は、左記施行月日から施行する。
7	H8-2	平成8年9月20日	4.80	1.70	3.10	平成8年9月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
8	H9-1	平成9年2月7日	4.55	1.65	2.90	平成9年2月7日	この通知は、左記施行月日から施行する。
9	H9-2	平成9年3月28日	4.40	1.60	2.80	平成9年3月28日	この通知は、左記施行月日から施行する。
10	H9-3	平成9年4月23日	4.25	1.55	2.70	平成9年4月23日	この通知は、左記施行月日から施行する。
11	H9-4	平成9年5月23日	4.10	1.50	2.60	平成9年5月23日	この通知は、左記施行月日から施行する。
12	H9-5	平成9年7月1日	4.55	1.65	2.90	平成9年7月1日	この通知は、左記施行月日から施行する。
13	H9-6	平成9年7月25日	4.40	1.60	2.80	平成9年7月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
14	H9-7	平成9年9月24日	3.95	1.45	2.50	平成9年9月24日	この通知は、左記施行月日から施行する。
15	H9-8	平成9年10月27日	3.80	1.40	2.40	平成9年10月27日	この通知は、左記施行月日から施行する。
16	H9-9	平成9年11月20日	3.50	1.30	2.20	平成9年11月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
18	H10-1	平成10年2月6日	3.35	1.25	2.10	平成10年2月6日	この通知は、左記施行月日から施行する。
19	H10-2	平成10年3月9日	3.65	1.35	2.30	平成10年3月9日	この通知は、左記施行月日から施行する。
20	H10-3	平成10年3月17日	3.35	1.25	2.10	平成10年3月17日	この通知は、左記施行月日から施行する。
21	H10-4	平成10年4月14日	3.20	1.20	2.00	平成10年4月14日	この通知は、左記施行月日から施行する。
22	H10-5	平成10年6月16日	2.95	1.15	1.80	平成10年6月16日	この通知は、左記施行月日から施行する。
23	H10-6	平成10年8月31日	3.10	1.20	1.90	平成10年8月31日	この通知は、左記施行月日から施行する。
24	H10-7	平成10年9月18日	2.80	1.10	1.70	平成10年9月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
25	H10-8	平成10年10月22日	2.30	1.20	1.10	平成10年10月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
26	H11-1	平成11年1月6日	2.20	0.90	1.30	平成11年1月6日	この通知は、左記施行月日から施行する。
27	H11-2	平成11年2月12日	3.50	1.30	2.20	平成11年2月3日	この通知は、左記施行月日から施行する。
28	H11-3	平成11年2月22日	3.35	1.25	2.10	平成11年2月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
29	H11-4	平成11年4月27日	3.20	1.20	2.00	平成11年4月27日	この通知は、左記施行月日から施行する。
30	H11-5	平成11年5月25日	2.80	1.10	1.70	平成11年5月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
31	H11-6	平成11年6月16日	2.65	1.05	1.60	平成11年6月16日	この通知は、左記施行月日から施行する。
32	H11-7	平成11年8月3日	3.20	1.20	2.00	平成11年8月3日	この通知は、左記施行月日から施行する。
33	H11-8	平成11年9月28日	3.35	1.25	2.10	平成11年9月28日	この通知は、左記施行月日から施行する。
34	H11-9	平成11年10月20日	3.10	1.20	1.90	平成11年10月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
35	H11-10	平成11年11月29日	3.25	1.25	2.00	平成11年11月29日	この通知は、左記施行月日から施行する。
36	H12-1	平成12年1月7日	3.35	1.25	2.10	平成12年1月7日	この通知は、左記施行月日から施行する。
37	H12-2	平成12年2月2日	3.25	1.25	2.00	平成12年2月2日	この通知は、左記施行月日から施行する。
38	H12-3	平成12年2月21日	3.15	1.25	1.90	平成12年2月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
39	H12-4	平成12年3月27日	3.25	1.25	2.00	平成12年3月27日	この通知は、左記施行月日から施行する。
40	H12-5	平成12年4月21日	3.35	1.25	2.10	平成12年4月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
41	H12-6	平成12年5月25日	3.25	1.25	2.00	平成12年5月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
42	H12-7	平成12年6月19日	3.15	1.25	1.90	平成12年6月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
43	H12-8	平成12年9月25日	3.25	1.25	2.00	平成12年9月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
44	H12-9	平成12年10月26日	3.35	1.25	2.10	平成12年10月26日	この通知は、左記施行月日から施行する。
45	H12-10	平成12年12月18日	3.25	1.25	2.00	平成12年12月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。

		金利改定日	基準 金利	利子 補給率 協会負 担	貸付 金利 事業主 負担	施行月日	附 則
46	H13-1	平成13年2月1日	3.05	1.25	1.80	平成13年2月1日	この通知は、左記施行月日から施行する。
47	H13-2	平成13年2月26日	2.95	1.25	1.70	平成13年2月26日	この通知は、左記施行月日から施行する。
48	H13-3	平成13年3月19日	2.85	1.25	1.60	平成13年3月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
49	H13-4	平成13年4月2日	2.55	1.25	1.30	平成13年4月2日	この通知は、左記施行月日から施行する。
50	H13-5	平成13年5月18日	2.85	1.25	1.60	平成13年5月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
51	H13-6	平成13年6月1日	2.75	1.25	1.50	平成13年6月1日	この通知は、左記施行月日から施行する。
52	H13-7	平成13年7月3日	2.65	1.25	1.40	平成13年7月3日	この通知は、左記施行月日から施行する。
53	H13-8	平成13年8月14日	2.85	1.25	1.60	平成13年8月14日	この通知は、左記施行月日から施行する。
54	H14-1	平成14年2月20日	3.05	1.25	1.80	平成14年2月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
55	H14-2	平成14年4月2日	2.95	1.25	1.70	平成14年4月2日	この通知は、左記施行月日から施行する。
56	H14-3	平成14年7月5日	2.75	1.25	1.50	平成14年7月5日	この通知は、左記施行月日から施行する。
57	H14-4	平成14年11月1日	2.55	1.25	1.30	平成14年11月1日	この通知は、左記施行月日から施行する。
58	H14-5	平成14年12月3日	2.45	1.25	1.20	平成14年12月3日	この通知は、左記施行月日から施行する。
59	H15-1	平成15年2月20日	2.35	1.25	1.10	平成15年2月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
60	H15-2	平成15年3月19日	2.25	1.25	1.00	平成15年3月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
61	H15-3	平成15年4月18日	2.15	1.25	0.90	平成15年4月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
62	H15-4	平成15年5月23日	1.95	1.25	0.70	平成15年5月23日	この通知は、左記施行月日から施行する。
63	H15-5	平成15年7月18日	2.45	1.25	1.20	平成15年7月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
64	H15-6	平成15年8月20日	2.35	1.25	1.10	平成15年8月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
65	H15-7	平成15年9月19日	2.95	1.25	1.70	平成15年9月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
66	H15-8	平成15年10月21日	2.75	1.25	1.50	平成15年10月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
67	H15-9	平成15年11月21日	2.95	1.25	1.70	平成15年11月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
68	H15-10	平成15年12月18日	2.85	1.25	1.60	平成15年12月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
69	H16-1	平成16年1月26日	2.75	1.25	1.50	平成16年1月26日	この通知は、左記施行月日から施行する。
70	H16-2	平成16年2月19日	2.65	1.25	1.40	平成16年2月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
71	H16-3	平成16年3月18日	2.85	1.25	1.60	平成16年3月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
72	H16-4	平成16年4月21日	2.95	1.25	1.70	平成16年4月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
73	H16-5	平成16年7月22日	3.25	1.25	2.00	平成16年7月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
74	H16-6	平成16年9月21日	2.95	1.25	1.70	平成16年9月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
75	H16-7	平成16年10月21日	3.05	1.25	1.80	平成16年10月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
76	H16-8	平成16年11月18日	2.95	1.25	1.70	平成16年11月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
77	H16-9	平成16年12月20日	2.85	1.25	1.60	平成16年12月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
78	H17-1	平成17年2月21日	2.75	1.25	1.50	平成17年2月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
79	H17-2	平成17年3月18日	2.95	1.25	1.70	平成17年3月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
80	H17-3	平成17年4月20日	2.85	1.25	1.60	平成17年4月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
81	H17-4	平成17年5月25日	2.75	1.25	1.50	平成17年5月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
82	H17-5	平成17年8月18日	2.85	1.25	1.60	平成17年8月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
83	H17-6	平成17年9月20日	2.75	1.25	1.50	平成17年9月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
84	H17-7	平成17年10月20日	2.95	1.25	1.70	平成17年10月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
85	H18-1	平成18年 1月 26日	2.85	1.25	1.60	平成18年 1月 26日	この通知は、左記施行月日から施行する。
86	H18-2	平成18年 2月20日	3.05	1.25	1.80	平成18年 2月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
87	H18-3	平成18年 4月20日	3.25	1.25	2.00	平成18年 4月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
88	H18-4	平成18年 5月24日	3.35	1.25	2.10	平成18年 5月24日	この通知は、左記施行月日から施行する。
89	H18-5	平成18年 7月20日	3.45	1.25	2.20	平成18年 7月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
90	H18-6	平成18年 8月18日	3.35	1.25	2.10	平成18年 8月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
91	H18-7	平成18年9月21日	3.15	1.25	1.90	平成18年9月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
92	H18-8	平成18年12月20日	3.05	1.25	1.80	平成18年12月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。

		金利改定日	基準金利	利子補給率 協会負担	貸付金利 事業主負担	施行月日	附 則
93	H19-1	平成19年1月25日	3.15	1.25	1.90	平成19年1月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
94	H19-2	平成19年6月20日	3.25	1.25	2.00	平成19年6月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
95	H19-3	平成19年7月19日	3.35	1.25	2.10	平成19年7月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
96	H19-4	平成19年8月20日	3.25	1.25	2.00	平成19年8月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
97	H19-5	平成19年9月20日	3.05	1.25	1.80	平成19年9月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
98	H19-6	平成19年10月18日	3.15	1.25	1.90	平成19年10月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
99	H19-7	平成19年11月20日	3.05	1.25	1.80	平成19年11月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
100	H19-8	平成19年12月19日	2.95	1.25	1.70	平成19年12月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
101	H20-1	平成20年3月19日	2.85	1.25	1.60	平成20年3月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
102	H20-2	平成20年4月18日	2.95	1.25	1.70	平成20年4月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
103	H20-3	平成20年5月23日	3.15	1.25	1.90	平成20年5月23日	この通知は、左記施行月日から施行する。
104	H20-4	平成20年6月18日	3.25	1.25	2.00	平成20年6月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
105	H20-5	平成20年7月18日	3.15	1.25	1.90	平成20年7月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
106	H20-6	平成20年8月20日	3.05	1.25	1.80	平成20年8月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
107	H20-7	平成20年9月19日	2.95	1.25	1.70	平成20年9月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
108	H20-8	平成20年10月21日	3.05	1.25	1.80	平成20年10月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
109	H20-9	平成20年12月18日	2.95	1.25	1.70	平成20年12月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
110	H21-1	平成21年1月26日	2.85	1.25	1.60	平成21年1月26日	この通知は、左記施行月日から施行する。
111	H21-2	平成21年4月20日	2.95	1.25	1.70	平成21年4月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
112	H21-3	平成21年5月27日	3.05	1.25	1.80	平成21年5月27日	この通知は、左記施行月日から施行する。
113	H21-4	平成21年7月21日	2.95	1.25	1.70	平成21年7月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
114	H21-5	平成21年9月18日	2.85	1.25	1.60	平成21年9月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
115	H21-6	平成21年11月22日	2.95	1.25	1.70	平成21年11月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
116	H21-7	平成21年12月18日	2.85	1.25	1.60	平成21年12月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
117	H22-1	平成22年1月22日	2.95	1.25	1.70	平成22年1月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
118	H22-2	平成22年5月26日	2.85	1.25	1.60	平成22年5月26日	この通知は、左記施行月日から施行する。
119	H22-3	平成22年7月22日	2.65	1.25	1.40	平成22年7月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
120	H22-4	平成22年8月18日	2.55	1.25	1.30	平成22年8月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
121	H22-5	平成22年9月21日	2.65	1.25	1.40	平成22年9月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
122	H22-6	平成22年10月25日	2.45	1.25	1.20	平成22年10月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
123	H22-7	平成22年11月18日	2.55	1.25	1.30	平成22年11月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
124	H22-8	平成22年12月20日	2.75	1.25	1.50	平成22年12月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
125	H23-1	平成23年2月21日	2.85	1.25	1.60	平成23年2月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
126	H23-2	平成23年5月27日	2.75	1.25	1.50	平成23年5月27日	この通知は、左記施行月日から施行する。
127	H23-3	平成23年8月18日	2.65	1.25	1.40	平成23年8月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
128	H23-4	平成23年10月20日	2.55	1.25	1.30	平成23年10月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
129	H23-5	平成23年12月19日	2.65	1.25	1.40	平成23年12月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
130	H24-1	平成24年1月27日	2.55	1.25	1.30	平成24年2月1日	この通知は、左記施行月日から施行する。
131	H24-2	平成24年4月18日	2.65	1.25	1.40	平成24年4月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
132	H24-3	平成24年5月23日	2.45	1.25	1.20	平成24年5月31日	この通知は、左記施行月日から施行する。
133	H24-4	平成24年8月20日	2.35	1.25	1.10	平成24年8月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
134	H24-5	平成24年9月20日	2.45	1.25	1.20	平成24年9月25日	この通知は、左記施行月日から施行する。
135	H24-6	平成24年12月19日	2.35	1.25	1.10	平成24年12月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。

		金利改定日	基準金利	利子補給率 協会負担	貸付金利 事業主負担	施行月日	附 則
136	H25-1	社団法人から公益社団法人に移行登記	2.35	1.25	1.10	平成25年1月4日	この通知は、左記施行月日から施行する。
137	H25-2	平成25年1月24日	2.55	1.25	1.30	平成25年1月24日	この通知は、左記施行月日から施行する。
138	H25-3	平成25年2月21日	2.45	1.25	1.20	平成25年2月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
139	H25-4	平成25年3月21日	2.35	1.25	1.10	平成25年3月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
140	H25-5	平成25年4月18日	2.15	1.25	0.90	平成25年4月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
141	H25-6	平成25年5月20日	2.25	1.25	1.00	平成25年5月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
142	H25-7	平成25年6月19日	2.45	1.25	1.20	平成25年6月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
143	H25-8	平成25年7月19日	2.55	1.25	1.30	平成25年7月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
144	H25-9	平成25年8月19日	2.45	1.25	1.20	平成25年8月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
145	H25-10	平成25年10月21日	2.25	1.25	1.00	平成25年10月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
146	H26-1	平成26年2月20日	2.15	1.25	0.90	平成26年2月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
147	H26-2	平成26年3月19日	2.25	1.25	1.00	平成26年3月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
148	H26-3	平成26年7月18日	2.15	1.25	0.90	平成26年7月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
149	H26-4	平成26年11月20日	2.05	1.25	0.80	平成26年11月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
150	H27-1	平成27年1月22日	1.85	1.25	0.60	平成27年1月22日	この通知は、左記施行月日から施行する。
151	H27-2	平成27年2月19日	1.95	1.25	0.70	平成27年2月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
152	H27-3	平成27年3月18日	2.05	1.25	0.80	平成27年3月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
153	H27-4	平成27年4月20日	1.95	1.25	0.70	平成27年4月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
154	H27-5	平成27年5月27日	2.05	1.25	0.80	平成27年5月27日	この通知は、左記施行月日から施行する。
155	H27-6	平成27年8月19日	1.95	1.25	0.70	平成27年8月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
156	H28-1	平成28年1月21日	1.85	1.25	0.60	平成28年1月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
157	H28-2	平成28年2月19日	1.70	1.30	0.40	平成28年2月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
158	H28-3	平成28年3月18日	1.50	1.30	0.20	平成28年3月18日	この通知は、左記施行月日から施行する。
159	H28-4	平成28年4月20日	1.40	1.30	0.10	平成28年4月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
160	H28-5	平成28年9月20日	1.50	1.30	0.20	平成28年9月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
161	H28-6	平成28年10月20日	1.40	1.30	0.10	平成28年10月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
162	H28-7	平成28年11月24日	1.35	1.27	0.08	平成28年11月24日	この通知は、左記施行月日から施行する。
163	H28-8	平成28年12月19日	1.60	1.30	0.30	平成28年12月19日	この通知は、左記施行月日から施行する。
164	H29-1	平成29年2月20日	1.70	1.30	0.40	平成29年2月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
165	H29-2	平成29年3月21日	1.60	1.30	0.30	平成29年3月21日	この通知は、左記施行月日から施行する。
166	H30-1	平成30年8月20日	1.70	1.30	0.40	平成30年8月20日	この通知は、左記施行月日から施行する。
167	H30-2	平成30年12月19日	1.60	1.30	0.30	平成31年1月21日	この通知は、左記施行月日から施行し、左記金利改定日から適用する。
168	H31-1	平成31年2月21日	1.50	1.30	0.20	平成31年2月25日	この通知は、左記施行月日から施行し、左記金利改定日から適用する。
169	H31-2	令和元年7月19日	1.35	1.27	0.08	令和元年7月26日	この通知は、左記施行月日から施行し、左記金利改定日から適用する。
170	H31-3	令和元年8月20日	1.35	1.28	0.07	令和元年8月22日	この通知は、左記施行月日から施行し、左記金利改定日から適用する。
171	H31-4	令和元年9月19日	1.30	1.28	0.02	令和元年9月25日	この通知は、左記施行月日から施行し、左記金利改定日から適用する。
172	H31-5	令和元年10月21日	1.35	1.29	0.06	令和元年10月29日	この通知は、左記施行月日から施行し、左記金利改定日から適用する。